

権利者に及ぶ不利益の度合に応じた権利制限規定の類型について【イメージ図】

【第1層】

権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型

⇒ 行為類型を適切な範囲で抽象的に類型化を行い、柔軟性の高い規定を整備

- 技術開発等のための試験(30条の4)
- ネットワークにおける送信の障害防止等(47条の5)
- 情報解析(47条の7)
- コンピュータにおける著作物利用の円滑化(47条の8)
- ネットワークによる情報提供準備(47条の9) 等

【第2層】

著作物の本来的利用には該当せず、不利益が軽微な行為類型

⇒ 著作物の利用目的等によって大きくりに範囲を画定し、相当程度柔軟性のある規定を整備

- インターネット情報検索(47条の6) 等

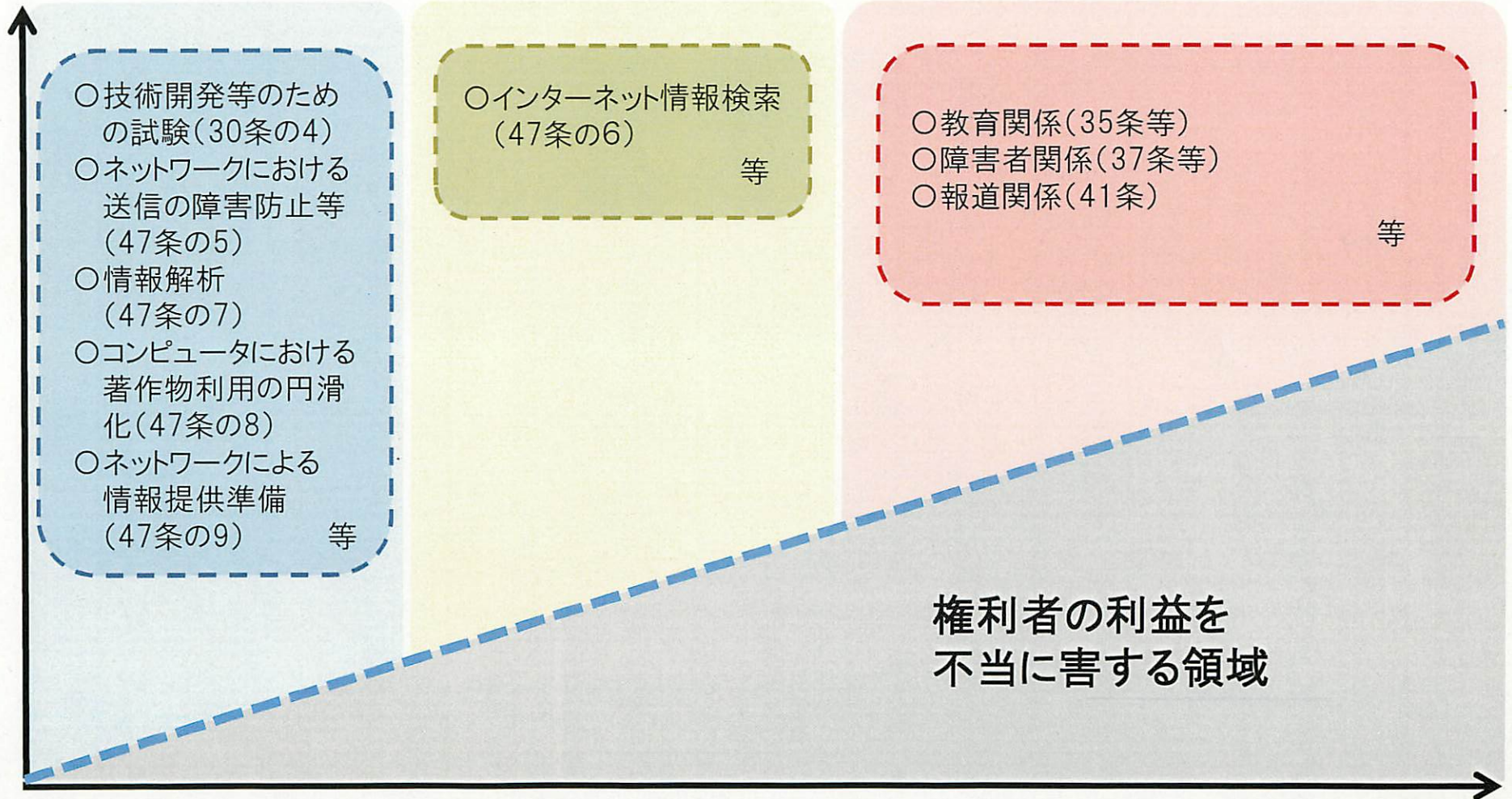
【第3層】

著作物の本来的利用を伴うが、公益的政策実現等のために著作物の利用の促進が期待される行為類型

⇒ 公益性や権利者の利益との調整に関する政治的判断が必要。権利制限の範囲を画定した上で、それぞれの範囲ごとに適切な柔軟性を備えた規定を整備。

- 教育関係(35条等)
- 障害者関係(37条等)
- 報道関係(41条) 等

社会的意義・公益性等



権利者の利益を不当に害する領域

権利者に及ぶ不利益

※上図は、現行著作権法の各規定が主として属する領域を示したものの。